

第60回町村議会議長全国大会

～地方創生の実現をめざして～

特別決議部分抜粋

とき 平成28年11月9日

ところ N H K ホール

全国町村議会議長会

東日本大震災及び熊本地震からの復旧・復興と 大規模災害対策の確立に関する特別決議

東日本大震災から5年8か月が経過し、国は、平成28年度以降の5年間を「復興・創生期間」と位置付け、必要な支援を実施していくこととしている。

しかしながら、被災地においては、地域ごとに復興の進捗状況にばらつきがあり、特に東京電力福島第一原子力発電所事故の影響を受けた地域においては、未だ多くの被災者が故郷に帰還することが出来ず、不自由な避難生活を余儀なくされている。

また、本年4月に発生した平成28年熊本地震は、熊本県をはじめ、大分県、福岡県、宮崎県など広範囲にわたり甚大な被害をもたらし、地域の住民生活や経済活動に重大な影響を及ぼしている。

現在、被災町村では、本格的な復旧・復興に全力で取り組んでいるところであるが、被災町村の財政基盤は脆弱であるため、国による万全な支援が不可欠である。

加えて、将来、想定される南海トラフ地震、首都直下型地震、東海地震等の大地震や火山噴火、台風、集中豪雨等による大規模災害に備え、災害対策を強化すべきである。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

記

I 東日本大震災からの復興

- 1 平成28年度からの「復興・創生期間」においても、財政基盤の脆弱な被災町村が、復旧・復興の加速化に向けて、必要な事業を遅滞なく着実かつ円滑に推進できるよう、国は、基本方針に基づき、復旧・復興が完了するまでの間、万全の予算措置を講じること。

- 2 被災自治体に対する人的支援等が中・長期にわたり円滑に行えるよう、派遣元・派遣先自治体に対する財政支援を継続すること。
- 3 地域産業の復興支援のため、「農業・農村の復興マスタートラーン」及び「水産基本計画」に基づく施策を着実に実施するとともに、震災や風評被害を受けた商工業や観光業等に対しては、税財政支援や金融支援等、各支援策の拡充・強化を図ること。
- 4 復旧・復興に係る公共事業の円滑な施行を図るため、建設業の人手不足・資材の不足や高騰について、早急に対策を講じること。
また、地震・津波によって被害を受けた鉄道、道路、防潮堤、学校、病院等のインフラ整備を早急に行うこと。
- 5 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」に基づき、原子力災害からの復興・再生を着実に実施すること。
特に、廃炉・汚染水対策を含む原発事故の早期収束に万全を期すとともに、中間貯蔵施設の早期整備に向け、地権者への丁寧な説明による迅速な用地取得を図ること。
- 6 原子力事故により生じた直接被害や風評被害及び地方公共団体の減収等の損害について、損害の範囲を幅広くとらえ、全て賠償の対象とすること。

II 熊本地震からの復旧・復興

- 1 今後、町村が財政面で安心感をもって復旧・復興に取り組んでいくため、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援について、特別な立法措置も含め、東日本大震災を踏まえた特別の措置を講じること。

- 2 住居を失った住民に対し、仮設住宅等を速やかに提供できるよう、用地や住宅確保のための支援と最大限の財政措置を講じること。
- 3 地震により生活基盤を失い、未だ厳しい環境で生活再建に取り組んでいる被災者に対し、保健・医療・福祉、教育など生活全般にわたるきめ細かい支援を機動的に実施すること。
- 4 被災した建築物等のがれきをはじめとする災害廃棄物の早期処理のため、それに係る撤去等必要な経費に対し、特別な財政措置を講じること。
- 5 大きな被害を受けた道路・橋梁・空港等の公共土木施設、農林水産業施設、学校教育施設、庁舎等の早期復旧と財政措置を含めた支援措置を講じること。
また、震災や風評被害等を受けた農林水産業者、商工業者、観光業者等が事業継続や経営再建できるよう、税財政支援、金融支援の拡充を行うこと。
- 6 県内外から人的支援として行われている職員派遣については、派遣元・派遣先自治体ともに財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。

III 大規模災害対策の確立

- 1 「大規模災害からの復興に関する法律」等が円滑に運用できるよう、町村に対し、技術的・財政的支援を行うこと。
また、火山噴火、台風、集中豪雨等による大規模災害に対応するため、国民の生命・財産を守るための社会資本整備に十分な予算を確保すること。

2 庁舎や避難所など公共施設の耐震化対策に計画的に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充など、国土強靭化と防災・減災対策を加速するための財政措置を講じること。

以上、特別決議する。

平成28年11月9日

第60回町村議会議長全国大会

地方創生のさらなる推進に関する特別決議

我が国は急速な少子・高齢化、本格的な人口減少社会が到来し、特に多くの町村においては、町村の基幹産業である農林漁業の低迷や若年人口の減少により地域経済は衰退し、厳しい状況にある。

こうした中、政府は、平成26年12月、人口減少の克服と地方創生に向けて、2060年に1億人程度の人口を確保する「長期ビジョン」と今後5か年の政策目標・施策を策定する「総合戦略」を策定した。

これを受け、町村では創意工夫を活かした施策を盛り込んだ地方版総合戦略等を策定したところであり、今年度、地方創生は、「戦略策定」から本格的な「事業展開」に取り組む段階となっている。

現在、政府において、一億総活躍社会の実現に向けた取組が行われているところであるが、地方創生こそが一億総活躍社会実現のためのメインエンジンである。

まさに地方創生なくして一億総活躍社会の実現はない。

我々町村は、住民等と一体となって地方創生に向けた取組を進めているところであり、地方創生を深化させるためにも、その大きな流れを緩めてはならない。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

記

- 1 「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を踏まえ、町村が創意工夫により施策を進める上で支障となる法令や制度等について見直しを行うとともに、町村が実施するこれらの施策について、制度的にも財政的にも支援すること。

2 人口減少の克服と地方創生のため、町村が自主性・独自性を發揮し、様々な施策を着実に進めることができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を図ること。

3 地方創生推進交付金については、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、自由度の高いものとするとともに、その規模を拡充すること。

また、少なくとも当面の5年間を見据えて施策展開を図れるよう、継続的なものとすること。

4 地方への新しいひとの流れをつくり、東京一極集中を是正するため、企業・大学・政府機関等の地方移転など、引き続き積極的に推進すること。

以上、特別決議する。

平成28年11月9日

第60回町村議会議長全国大会

町村税財源の充実強化に関する特別決議

多くの町村においては、これまで若者の流出などによる人口の減少に伴い、地域経済の活力が低下し、地域の伝統・文化の継承の危機に直面する等、多くの課題を抱えている。

このような中、徹底した行財政改革を断行するとともに、厳しい財政状況のもと、各種対策に取り組んでいるところであるが、これまでにも増して活力ある持続可能な地域づくりを進めていくためには、地方の社会保障財源の安定的確保、税源移譲と偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築を進めるとともに、大都市への税財源の一極集中を是正し、地方交付税総額と合わせ、一般財源の充実確保が不可欠である。

平成29年度予算の編成にあたっては、社会保障や地方創生、国土強靭化のための防災・減災対策など対応すべき課題が年々増大する中、地方が自己責任を十分果たせるよう、地方財政計画において財政需要を適切に反映した上で所要の財源を的確に確保すべきである。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

記

- 1 平成29年4月に予定されていた消費税率10%への引上げが2年半先送りされたところであるが、町村においては、子ども・子育て等をはじめとする社会保障の充実のための諸施策に取り組んでいるところであり、こうした町村の社会保障施策の推進に支障が生じることのないよう、必要な財源を確実に確保すること。

- 2 地方交付税の法定率の引き上げを図るとともに、基準財政需要額の算定にあたっては、過疎、離島、豪雪等の条件不利地域の多様な財政需要を的確に反映するための割増算定の拡充を図ること。
- 3 固定資産税における償却資産については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り、一定の価値が存することから、現行制度を堅持すること。
- 4 自動車関係諸税の見直しにあたっては、町村にとって極めて貴重な財源であることから、町村財政へ影響を及ぼすことのないよう、確実に代替財源を確保すること。
- 5 ゴルフ場利用税は、道路整備や環境対策など、ゴルフ場所在町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の10分の7が町村にとって極めて貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 6 森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための「全国森林環境税」の導入に向け、早期に具体的な制度設計を行うこと。

以上、特別決議する。

平成28年11月9日

第60回町村議会議長全国大会

参議院選挙における合区の解消に関する特別決議

去る7月10日、憲政史上初の合区による参議院選挙が実施されたが、広範囲にわたる選挙活動の困難さ、有権者が直接候補者の政見に接する機会の減少や投票率の低下など、多くの問題点が明らかとなった。

今、地方は急激な人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正するため、地方創生に本格的に取り組んでいるところである。

この地方創生を実現し、地方の活性化を図るためにには、当事者である地方の意見が国において最大限に活かされることが極めて重要であり、人口によって単純に区割りを決定する合区は、人口の少ない地方の切り捨てにつながり、地方創生にも逆行するものである。

今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として、公職選挙法の附則において、次回の参議院選挙に向け、抜本的な見直しが規定されている。

よって、今後の参議院選挙制度の抜本的な見直しにあたっては、国と地方が一層連携を強め、地方創生を推進していくためにも、単に人口の多寡にかかわらず、地方の意見を十分国政に反映できる地方創生にふさわしい仕組みを構築すべきであり、早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度とされるよう、強く要請する。

以上、特別決議する。

平成28年11月9日

第60回町村議会議長全国大会

地方議会議員の厚生年金制度への加入実現を 求める特別決議

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要請する。

以上、特別決議する。

平成28年11月9日

第60回町村議会議長全国大会